

入札心得（予定価格事前公表試行工事）

（趣旨）

第1条 富山県企業局が発注する建設工事（以下「工事」という。）のうち予定価格を入札執行前に公表する工事の契約に係る競争入札を行う場合の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、富山県企業局の契約に関する規程（昭和63年富山県公営企業管理規程第5号。以下「契約規程」という。）その他法令に定めるものほか、この入札心得（以下「心得」という。）の定めるところによるものとする。

（入札等）

第2条 入札参加者は、契約書案、心得、図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）並びに公告又は指名通知書を熟覧し、並びに暴力団排除に関する誓約事項（別添1）を承諾のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書等に疑義があるときは、入札日の前々日（一般競争入札にあっては、公告において定める日）までの間において、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、所要の事項を明記し、記名押印し、封かんしたうえ、入札者の氏名及び「入札書在中」と明記して入札箱に投函しなければならない。
- 3 入札者は、入札書を投函する前に入札を執行する者に入札書に記載する金額の積算根拠を示す書面（以下「工事費内訳書」という。）を提出しなければならない。提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
- 4 前項の工事費内訳書には、直接工事費（少なくとも工事工種体系による工事区分及び工種又は公共建築工事内訳書標準書式による種目及び科目の区分に応じ、それぞれ当該区分ごとの金額）、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工事価格及び請負工事費の金額を記載するものとし、当該工事費内訳書の内容に不備（提出者名、工事番号、工事名の誤記、入札金額と工事費内訳書の工事価格の著しい相違等）がある場合は、原則として工事費内訳書が提出されなかつたものとみなす。
- 5 入札者は、一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 6 指定した場所及び時刻までに投函しなかつた場合は、棄権したものとする。
- 7 入札の執行を故意に妨害した入札者には、退場を命ずることができる。
- 8 入札参加者は、代理人の記名押印により入札するときはその委任状を持参させなければならない。
- 9 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4「一般競争入札の参加者の資格」の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。
- 10 入札参加者以外の入札室への立ち入りは、別に定める者を除き、禁止する。

（入札の辞退）

第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでの間は、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者は、前項の規定により入札を辞退しようとするときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、辞退したことを理由として以後の入札の参加について不利益な取扱いを受けるものではない。

4 指名競争入札を行う場合であって、入札参加者の辞退により、入札執行日において入札参加者が1人となったときは、入札の執行を中止するものとする。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の中止等）

第5条 入札参加者が独禁法等に抵触する行為その他不正若しくは不穏の行動をなし、又は関係職員が入札の適正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

（無効の入札）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 入札保証金の納付を必要とする入札について、入札保証金納付証明書の添付のない入札又は当該納付額が不足する入札

(3) 契約規程第22条第1号に規定する入札保証保険契約を締結し、入札保証金の納付が免除された入札について、入札保証保険証券の入札金額を超える入札

(4) 記名押印のない入札及び入札金額を訂正し、その箇所に押印のない入札

(5) 同一人の同一事項に対する2通以上の入札

(6) 入札者が他の入札者の代理人を兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札

(7) 必要な記載事項を確認できない入札

(8) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し、不正の行為があつたと認められる入札

- (9) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (10) 予定価格を超える入札
- (11) 工事費内訳書を提出しない者のした入札
- (12) 富山県公共工事総合評価方式試行要領第6項第1号の規定によるヒアリングに応じない者及び同項第2号の規定による追加資料の提出を行わない者のした入札
- (13) 第9条第2項の規定による調査に協力しなかった者のした入札
- (14) 前各号に掲げるもののほか、心得に定められた入札に関する事項に違反した入札
(開札)

第7条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札者立会いのうえ行うものとする。

(入札回数)

第8条 入札回数は1回とする。

(落札者の決定)

第9条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める者を落札者とする。

- (1) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認めるとする場合 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者
 - (2) 当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときであつて、あらかじめ最低制限価格を設けた場合 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者
- 2 前項第1号に規定する当該契約の内容に適合した履行がなされないと認めがあるかどうかについての調査を要する価格で入札を行った者は、別に定めるところにより行う当該調査に協力しなければならない。
- 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて、落札者を決定する。

(契約の締結)

第10条 落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する休日（以下この項において「休日」という。）を除く。）以内に契約を締結しなければならない。ただし、請負代金額が500万円未満の場合、5日（休日を除く。）以内に契約を締結しなければならない。

2 落札者は、請負代金額が500万円以上の場合、契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、納付を免除する。
- 4 第2項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1（落札者が前条第1項に規定する当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについての調査を受けた者である場合にあっては、10分の3）以上としなければならない。
- 5 落札者が第1項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。
- 6 落札者が契約を締結するまでの間に、富山県から入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

（異議の申立）

第11条 入札参加者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（特定調達契約に係る競争入札を行う場合の取扱い）

第12条 富山県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成9年公営企業管理規程第2号）第1条の特定調達契約に係る競争入札を行う場合の取扱いについては、別に定める入札心得によるものとする。

入札心得第2条第10項に規定する「別に定める者」は下記のとおりとする。

記

1 富山県の県政記者クラブに所属する報道機関の職員

別添1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している